

第8回全国高校生手話パフォーマンス甲子園テレビ番組制作等業務委託 プロポーザル実施要領

1 委託業務の概要

(1) 業務の名称

第8回全国高校生手話パフォーマンス甲子園テレビ番組制作等業務

(2) 事業の目的

全国の高校生が手話言語を使った様々なパフォーマンスを繰り広げる場をつくり発信することにより、多くの人に手話言語の魅力や手話言語が優れた意思及び情報伝達手段であることを実感してもらうとともに、手話言語とパフォーマンスを通じた交流の推進及び地域の活性化に寄与することを目的に、「全国高校生手話パフォーマンス甲子園」を“手話の聖地”鳥取県で開催する。

そこで、当該事業の実施に当たり、事業の目的を果たすため、最も効果的に県民等に広報し、手話及び手話パフォーマンスの魅力等を発信できるテレビ番組の制作等を事業者が業務委託することとし、公募型プロポーザル方式により受託者を選定するもの。

(3) 業務の内容

第8回全国高校生手話パフォーマンス甲子園（以下「大会」という。）の様子を紹介等するテレビ番組の制作等に係る業務。

なお、詳細は別紙の業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(4) 契約期間

契約締結日から令和4年1月21日（金）まで

(5) 委託金額の上限

金2,700,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格要件

(1) 単独事業者による参加

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

ア 県内に本店、本部等又は支店、支部等を有する法人又は団体

イ 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が「イベント・広告・企画」の「映画・ビデオ制作」、「広告・広報」のいずれにも登録されている者であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ 本件業務の調達公告の日以後のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

カ 次のいずれにも該当しないこと。なお、該当するかどうかについて、鳥取県警察本部に照会する場合がある。

(ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(イ) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

a 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

b 暴力団員を雇用すること。

c 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

d いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

e 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

f 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(ウ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(イ)のaからfまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(2) 共同事業体による参加

構成団体が共同して本業務に携わり、それぞれの得意分野で実力を最大限に発揮することでより効果的、効率的に運営することが可能な場合は、共同事業体による参加を可とする。

本プロポーザルに参加できる共同事業体は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

ア 共同事業体のすべての構成事業者が、法人格を有すること。

イ 共同事業体の全ての構成事業者が競争入札参加資格を有するとともに、上記(1)のイのそれぞれの資格区分に構成事業者の1以上の者が登録されていること。

ウ 共同事業体の全ての構成事業者が、上記(1)の条件(イを除く。)を全て満たしていること。

エ 本プロポーザルにおいて、複数の共同事業体の構成員となることはできない。また、共同事業体に所属しながら、別に単独事業者として提案を行うことは認めない。

3 審査会の設置

(1) 企画提案等の順位を決定するため、第8回全国高校生手話パフォーマンス甲子園テレビ番組制作等業務委託公募型プロポーザル審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(2) 審査会は、企画提案等の順位を審議し、決定するものとする。

(3) 審査会は、委員4名で構成するものとする。

(4) 審査に当たっては、提案者によるプレゼンテーションを実施するとともに、審査員からの質疑応答を行うこととする。

4 評価方法

(1) 各委員が、下記の評価項目の評価の視点ごとに5段階で評価を行い、その評価点に「配点」欄の括弧書きで記載する倍数を乗じたものの合計点(100点満点)をその提案者の得点とする。

(2) 委員4名の合計得点が高い順に順位付けを行い、最高順位者を最優秀提案者に選定する。

(3) 委員4名の合計得点が同点の場合は、委員の多数決により順位を決定する。

(4) 提案者が1者のみの場合は、審査員4名の合計得点が240点(最高得点400点の6割)以上であることを最低基準とし、最低基準点を満たせば、当該提案者を最優秀提案者に選定する。最低基準点に満たない場合は、再度プロポーザルを実施する。

評価項目	評価の視点	配点	項目合計
目的の理解	・全体を通じて事業目的を正しく理解し、企画に反映させているか。	5点(×2)	10点
番組内容	・視聴者の興味関心を引く内容になっているか。	5点(×4)	55点
	・視聴者に理解しやすい内容になっているか。		
	・大会のPRに寄与する内容になっているか。		
	・視聴対象エリアは広いか。	5点(×2)	
	・視聴対象人数は多いか。		
	・放送時期は高い視聴率が期待できるか。 (放送の時間帯、曜日、時期、再放送等の観点)	5点(×2)	
・延べ放送時間は長いか。	5点(×1)		
・事後評価の内容は効果的か。	5点(×1)		
広報企画	・情報保障、その他障がい特性に配慮された番組制作が行われているか。	5点(×1)	
	・テレビCMによる番組広報の時間、時期、回数等は十分か。	5点(×2)	20点
・その他テレビ番組広報の効果的な取組みがあるか。	5点(×2)		
制作体制	・業務を確実に実施できる体制か。 ・計画的で無理のない業務スケジュールとなっているか。 ・スポンサー等、他団体の協力は得られるか。	5点(×1)	5点
業務遂行能力	・過去の実績や質疑応答から、十分な業務遂行能力があると判断できるか。	5点(×1)	5点
見積価格	5点×(1-(見積価格(税込価格)/予算額))	5点	5点
合計	100点	100点	

※ 評価基準は次のとおりとし、絶対評価により評価する。

評価点	評価基準
5点	非常に優れている。
4点	優れている。
3点	標準的である。
2点	劣る。
1点	非常に劣る。

※ 見積価格の計算式において、小数点以下は四捨五入する。

5 手続等

問合せ先は次のとおりとする。

手話パフォーマンス甲子園実行委員会事務局
〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 番地
(鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課内)
電話 0857-26-7682 ファクシミリ 0857-26-8136
電子メール s-koushien@pref.tottori.lg.jp

6 参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加に当たっては、以下の書類を期限内に提出すること。

(1) 提出書類

- ア 企画提案参加申込書(様式第1号) 1部
- イ 事業者概要及び事業実績(様式第2号) 1部

(2) 提出期間及び時間

令和3年3月17日(水)から同年4月7日(水)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとし、送付による場合は、同年4月7日(水)午後5時15分までに到着したものに限り、受け付ける。

(3) 提出方法

持参又は送付の方法により提出すること。ただし、送付による場合は、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(信書と明記すること。)によること。

(4) 提出場所

5に同じ。

(5) 質問の受付

本プロポーザルに関して質問がある場合は、令和3年4月9日(金)午後5時15分までに電子メール(送信先:s-koushien@pref.tottori.lg.jp)により質問すること。(様式自由)
なお、質問及び回答内容は、質問者名を伏せた上で、手話パフォーマンス甲子園の公式ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/koushien>)に順次掲載することにより全対象者に周知するものとする。

(6) その他

本プロポーザルへの参加は、参加申込書を期日までに提出した者に限る。

7 企画提案書の作成要領

(1) 提出資料

- ア 企画提案書(単独事業者の場合は様式第3-1号、共同事業者の場合は様式第3-2号)
- イ 企画提案に係る特記事項(様式第4号)
- ウ 別添仕様書に基づく具体的な提案内容
- エ 業務準備・実施スケジュール
- オ 業務準備・実施体制、実施責任者の業務歴等(共同事業者の場合は、構成事業者すべてのもの。)
- カ 見積書(積算内訳を明記すること。なお、見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた金額とする。課税事業者にあつては、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。)

[共同事業者の場合](共同事業者の場合は、次の資料も提出すること。)

- キ 共同事業者協定書(様式任意。予定案で可)
- ク 構成事業者の業務分担表(各構成事業者の役割分担が分かる資料)

(2) 提出に係る留意事項

- ア 仕様書をもとに、企画のコンセプト、実施内容、実施体制、実施スケジュールを具体的に記載する

こと。特に、仕様書の7(1)テレビ番組制作等及び(2)テレビ番組広報について、その内容を具体的に分かりやすく企画提案すること。

イ 様式第4号の特記事項において、企画提案内容の特にアピールしたい点を分かりやすく整理し、具体的かつ端的に記載すること。

ウ 用紙サイズはA4版(必要に応じてA3版の折り込みも可とする)用紙とし、(1)ア及びイの様式以外については、様式及び枚数は任意とする。

エ 業務実施体制、実施責任者、事業所概要等について追加説明資料を求められた場合は、速やかに提出すること。

オ 提出書類について、この実施要領に示された条件に適合しない場合、企画提案書を無効とすることがある。

(3) 提出部数

正本1部、副本10部 計11部

(4) 提出期限

令和3年4月16日(金)午後5時15分まで(必着)

(5) 提出方法

6の(3)に同じ。

(6) 提出場所

5に同じ。

8 プレゼンテーションの実施

(1) 日時

令和3年4月23日(金) 予定

(2) 場所

鳥取県庁内の会議室(鳥取市東町一丁目220番地)

(3) その他

ア 正式な開催日時、場所及び集合時間は、別途参加申込者に通知する。

イ プレゼンテーションの持ち時間は20分以内(厳守)とし、プレゼンテーション終了後、委員からの質問時間(15分程度)を別途設ける。

9 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に文書で通知するものとする。

通知の内容のうち審査結果については、全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最高順位者と当該通知の相手方のみ記載するものとする。

10 契約の締結

(1) 手話パフォーマンス甲子園実行委員会(以下「実行委員会」という。)は、4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内で内容の変更の協議も含む。なお、協議が不調のときは、4により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

(2) 契約の相手方(以下「受託者」という。)が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に実行委員会が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を実行委員会に支払わなければならない。

また、実行委員会は、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等(受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

- (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
- (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- (キ) 暴力団若しくは暴力団員又は（ア）から（カ）までのいずれかに掲げる行為を行う者であると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他の業務を下請等させること。

11 契約保証金

受託者は、契約保証金として契約金額の 100 分 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

12 事業の要件に反した場合の取扱い

受託者が事業の実施に当たり委託契約の要件に反した場合、実行委員会は委託契約額の一部又は全部を返還させる権利を有する。

13 スケジュール

契約締結に至るまでの手続及び時期は次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------------|----------|
| (1) 公募開始（ホームページ掲載） | 3月17日（水） |
| (2) 企画提案参加申込書等の提出期限 | 4月7日（水） |
| (3) 質問受付期限 | 4月9日（金） |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 4月16日（金） |
| (5) 審査会開催（プレゼンテーション及び審査の実施） | 4月23日（金） |
| (6) 審査結果の通知 | 4月下旬 |
| (7) 契約締結等の協議及び見積もり依頼 | 4月下旬～5月 |
| (8) 契約締結 | 5月 |

14 その他

- (1) 企画提案書の無効
 - ア 2の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。
 - イ プレゼンテーションに参加しない提案者の企画提案書は、無効とする。
- (2) 参加費用等
 - 本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 企画提案書の取扱い
 - ア 提出期限後の企画提案書の加筆修正は認めない。
 - イ 企画提案書は返却しない。
- (4) 著作権の取扱い
 - ア 選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前であっても提案者に帰属するものとする。
 - イ 選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。
 - ウ 実行委員会は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

【別紙】

業務委託仕様書

1 委託業務の名称

第8回全国高校生手話パフォーマンス甲子園テレビ番組制作等業務

2 委託期間

契約締結日から令和4年1月21日（金）まで

3 委託料上限額

2,700,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、当初契約に定められた業務内容の遂行にあたって追加の費用負担が生じた場合においても、原則として受託者の負担とする。

4 大会の概要

別添「第8回全国高校生手話パフォーマンス甲子園開催要項」のとおり

5 委託業務の概要

第8回全国高校生手話パフォーマンス甲子園（以下「大会」という。）を紹介するテレビ番組の制作等に係る業務

6 再委託の制限

受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、手話パフォーマンス甲子園実行委員会（以下「実行委員会」という。）と協議の上、第三者に委託することができる。

7 業務内容

（1）テレビ番組の制作等

ア 制作するテレビ番組内容等

（ア）放送時期

令和3年10月から令和4年1月までの間

（イ）放送時間及び放送回数

放送時間が54分以上のテレビ番組を1回以上

（ウ）放送時間帯

土日の日中や平日のゴールデンタイムなど、できる限り視聴者の多い時間帯とすること。

（視聴者が限られる深夜早朝枠の放送は不可）

（エ）番組趣旨等

大会のダイジェスト番組とし、大会に出場する高校生の青春模様をはじめ、大会の結果や魅力、感動を県民等に伝えるとともに、大会目的や手話及び手話パフォーマンスの魅力を広く周知するもの。

[例] 各出場チームの演技や開会式、表彰式、生徒の舞台内外での姿、手話を通じた交流等、観覧者の感動の声等、大会の様子を伝える総集編（ダイジェスト）、出場校の本番に至る練習等の様子を伝えるドキュメンタリー 等

（オ）放送エリア

鳥取県及び島根県で視聴できるよう放送すること。

なお、全国大会であることから、在京キー局やその他地方局等の協力を得て、山陰地方以外での放送が実現できるよう努めること。

（カ）留意事項

・障がいの特性に配慮した番組を制作すること。映像には字幕（オープンキャプション方式）

及び手話通訳を表示させること。

- ・視聴者のターゲットは、手話への関心が高い県民等はもちろんのこと、手話への関心が低い県民等も対象とし、高校生が出場する大会であることから、若年層の視聴者を増やすことも考慮すること。
- ・テレビ番組の制作にあたっては、著作権及び肖像権などに配慮すること。

イ 事後評価

- (ア) 番組放送後の視聴率や視聴者の反響、意見、効果等を把握するための事後評価の方法について企画すること。
- (イ) 視聴率や視聴者アンケートの結果、視聴者の反響に基づき、放送趣旨の達成状況や本業務全般を通じた大会広報の効果について、事後報告書を作成すること。なお、事後報告書は任意様式とする。

ウ 納品

制作・放送したテレビ番組映像は、番組中のCMを除いた上で、パソコンで再生・複製できるファイル形式（MP4等）に変換して、DVD等の記録媒体により実行委員会に納品すること。

なお、番組が収録されたDVDは、実行委員会で複製し、取材協力者（大会出場校など）、大会支援者（協賛者など）及び大会関係者に無料で配付する場合があるので、承知すること。

(2) テレビ番組広報

- ア テレビ番組放送の視聴率を高めるため、テレビCMによる番組広報を行うこと。（CMの時期、時間、回数、時間帯等は提案による。）
- イ その他に、実施可能なテレビ番組広報があれば提案すること。

(3) 留意事項

- ア 受託者は、本業務を進める過程において、実行委員会と十分協議の上、作業を進めること。
- イ 本業務の実施にあたり、迅速に対応できる要員及び体制を確保すること。
- ウ 本業務を遂行するための必要人員は、受託者において配置するものとする。この際、人件費、交通費、宿泊費及び食事代その他必要な費用は、特に指示がない限り、すべて契約金額に含めるものとする。
- エ 特に指示のない限り、番組出演に要する費用（ゲスト出演料等）は、すべて契約金額に含めることとする。また、大会の出演者が放映されることについて、予め許可を得ておくこと。なお、許可を得る際、費用が発生する場合も、すべて契約金額に含めることとする。
- オ 設備・機材は、特に指示がない限り、受託者が調達するものとし、その費用はすべて契約金額に含めるものとする。
- カ 受託者は、業務遂行に必要な主たる担当者を配置しなければならない。主たる担当者は、本業務に関する高度な専門的応用能力と豊富な経験を有する者でなければならない。
- キ 受託者は、契約締結後速やかに次の書類を作成し、実行委員会の承諾を得るものとする。
 - (ア) スケジュール表（工程表）
 - (イ) 実施管理責任者、連絡事務担当者及び各業務担当者一覧表
 - (ウ) 外部の協力者がある場合は、その協力者の概要と担当者一覧表
 - (エ) 共同企業体の場合は、構成事業者の業務分担が分かる一覧表
 - (オ) その他、発注者が必要に応じて指定する書類
- ク 受託者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、実行委員会とは常に密接に連絡を取るとともに、随時、鳥取県庁において協議を行い、その協議内容について両方で共有すること。
- ケ 受託者は、業務の進捗状況に応じ、発注者に中間報告を行うものとする。
- コ 受託者は、本業務に協力が得られる事業者等（スポンサー等）の獲得に務め、十分な番組制作費及び放映費を確保すること。
- サ 本業務による著作権及び著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、別途協議を行い決定することとする。

8 情報等の取扱い

- (1) 受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。なお、本業務の契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (2) 受託者は、本業務を行うために実行委員会から貸与された情報等を滅失、改ざん及び破損してはならない。
- (3) 本業務及び本プロポーザルに係る情報について、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の規定に基づく開示請求があった場合、原則開示するものとする

9 損害賠償

受託者は、その責めに帰すべき事由により、本業務の実施に関し実行委員会又は第3者に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。

10 完了報告及び検査

受託者は、本業務の完了後に速やかに実行委員会に完了報告書（任意様式）を提出し、実行委員会の検査を受けるものとする。

11 合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提訴及び調停の申立については、鳥取県鳥取市を管轄とする裁判所をもって合意管轄裁判所とする。ただし、特許権実用新案権などの著作物についての著作者の権利に関する訴えについては、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第6条に定めるとおりとする。

12 その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る今後の国の緊急事態宣言、学校の活動状況、都道府県間の移動自粛、大規模イベント開催自粛等の状況を踏まえ、仕様書の内容を変更する必要がある場合は、実行委員会と受託者が協議の上、本業務に係る契約額を上限とし変更する。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、受託者と実行委員会とが協議して定めるものとする。なお、本業務の実施にあたり、作業に重大な影響のない変更は、実行委員会の指示により行うものとし、この場合における契約金額は、変更しないものとする。

【様式第1号】

企画提案参加申込書

年 月 日

手話パフォーマンス甲子園実行委員会 会長 様

所在地

商号又は名称（共同事業体にあつてはその名称）

代表者名 ⑩

電 話

ファクシミリ

E-mail

担当者職氏名

第8回全国高校生手話パフォーマンス甲子園テレビ番組制作等業務委託に係るプロポーザルに参加を希望します。

なお、当該業務に係る参加資格の要件に該当する者であること、並びに本書及びその他書類の記載内容は事実と相違ないことを誓約します。

<共同事業体にあつては、全ての構成事業者の商号又は名称及び所在地並びに代表者名を以下に示すこと。>

【様式第2号】

事業者概要及び事業実績

年 月 日現在

【事業者概要】

事業者の概要	商号又は名称	
	代表者氏名	
	本社所在地	
	電話番号・FAX	
	設立年月日	
	資本金	
	従業員数(人)	
	事業者概要 特記事項	
	鳥取県内の支社等 の名称・所在地	

本業務取扱予定支店等の概要

業務取扱 支店等の概要	支店等名称	
	支店等代表者氏名	
	支店等所在地	
	電話番号・FAX	
	開設年月日	
	従業員数(人)	

※ 事業者概要の分かるパンフレット等があれば添付すること。

※ 従業員数は、参加表明書提出時の現員を記入すること。

※ 共同事業体の場合、構成事業者全ての企業についての事業者概要及び事業実績を提出すること。

【事業実績】

平成27年度以降に受託した類似業務について、主なものを記載してください。

実施年度	
業務名	
発注者	
業務概要・期間	
契約金額	

実施年度	
業務名	
発注者	
業務概要・期間	
契約金額	

実施年度	
業務名	
発注者	
業務概要・期間	
契約金額	

※ 個々の事業の内容が確認できる成果物等があれば、写し等を添付すること。

※ 欄が不足する場合には複写して記入すること。

【様式第3-1号】

企 画 提 案 書

年 月 日

手話パフォーマンス甲子園実行委員会 会長 様

第8回全国高校生手話パフォーマンス甲子園テレビ番組制作等業務委託に係る
プロポーザルについて、添付書類を沿えて提出します。

事業者所在地

商号又は名称

代表者名

㊟

【連絡先】

担当者所属・氏名 _____ 電話番号 _____

ファクシミリ番号 _____

E-mail _____

【様式第3-2号】

企 画 提 案 書

年 月 日

手話パフォーマンス甲子園実行委員会 会長 様

第8回全国高校生手話パフォーマンス甲子園テレビ番組制作等業務委託に係る
プロポーザルについて、添付書類を沿えて提出します。

共同事業体名 _____

(代表者) 住 所 _____

商号又は名称 _____

代表者 氏 名 _____

⑩

(構成員) 住 所 _____

商号又は名称 _____

代表者 氏 名 _____

⑩

(構成員) 住 所 _____

商号又は名称 _____

代表者 氏 名 _____

⑩

【連絡先】

会社名 _____

担当者所属・氏名 _____ 電話番号 _____

ファクシミリ番号 _____

E-mail _____

【様式第4号】

企画提案に係る特記事項

本業務の実施するにあたり、特記事項は本書のとおりですので、提出します。

【本業務の特記事項（提案のポイント）】

項目	内容
番組のタイトル案	
テレビ番組企画における最重要ポイント、アピールしたいポイントについて	
テレビ番組視聴者を増やすための効果的な番組広報の概要、ポイントについて	
本業務の成果や効果を検証するための事後評価方法の概要、ポイントについて	

※ いずれの項目についても、内容を整理し、端的に分かりやすく記載してください。
(内容の詳細は、企画提案書の方に記載してください。)